

第4回まちづくり条例策定委員会 資料1

1 前回からの変更点及び手続きフロー図の確認

(1) 大規模土地取引（資料2：フロー図(1)）

変更点あり。

変更点：A方式（府中市の方式）の制度設計を再度検討したい。

理由：前回までの委員会で、A方式は採らない前提で議論をしていたため、A方式に関する議論が深められていないため。

参考

フロー図(1)'：B方式（事前）

フロー図(1)''：C方式（事後）

(2) 特定事業（資料2：フロー図(2)）

変更点なし。

(3) 地区計画等申出制度（資料2：フロー図(3)、資料3、4）

変更点あり。

変更点：地区計画の申出制度も条例で制定したい。

理由：利用頻度の高い制度ではないが、法律上用意されている制度を否定する必要はなく、市民の提案を受け付けられないような印象を与えかねないため。

(4) 課題解決制度（資料2：フロー図(4)）

①変更点なし。

②良い制度名称を考えたい。

2 条例の構成案（資料5）

本年度話し合ってきた内容を基に作成した中間報告資料に関して確認する。

3 「まちづくり」の定義と各自治体の条例比較（資料6、7）

(1)都市計画マスタープランにおける「まちづくり」の定義を確認する。

(2)各自治体が、条例の中でどのような「目的・理念・計画」を掲げているかを比較する。